

犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充

第1 ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

考えられる制度の概要

裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内（裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所と同一の構内をいう。以下同じ。）以外の最高裁判所規則で定める場所にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、尋問することができるものとする。

- ① 犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、同一構内に出頭するときは精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者
- ② 同一構内に出頭するに際し、自己若しくはその親族の身体若しくは財産に害を被り又はこれらの者が畏怖し若しくは困惑する行為がなされるおそれがあると認められる者
- ③ 遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内への出頭が著しく困難であると認められる者

【検討課題】

1 同一構内以外の場所に在席して尋問を受けることができる証人の範囲

(1) 上記①について

- 対象者は、被害者以外の証人も含め上記①の要件を満たす証人としてよいか。

(2) 上記②について

ア 趣旨等

- 出頭に際しての証人の安全確保
- この類型の必要性・有用性をどう考えるか。

イ 要件

- （畏怖・困惑のおそれがある場合は対象とせず）加害行為のおそれがある場合を対象とするか。

ウ その他

- 証人の在席場所を相手方に知らせないものとするか（規定の整備の要否）。

(3) 上記③について

- 所在地尋問（刑訴法第158条）との使い分けにおいて、「概要」の要件は適切か。

(4) その他

- 刑事施設等に収容されている者で、施設外（裁判所）に出頭するとその心情の安定や矯正教育の効果が害されることとなる場合も、対象とするか。

2 証人が在席する場所の範囲

- 他の裁判所の構内に限るか。それ以外の場所（刑事施設等）も認めるか。

3 当事者の意見

- 検察官及び被告人又は弁護人の意見をどのように考慮するか。

4 現行規定の見直しについて

- 刑訴法第157条の4第1項第1号・2号に列挙された罪名について、見直しを要するか。
 - ・ いわゆるDVや児童虐待等に当たる行為の罪名を的確に列挙できるか。その罪名に該当することが現行の1号・2号と同等にビデオリンク方式によることの必要性を基礎付けるか。
- 加害行為等のおそれが認められる証人につき、同一構内でのビデオリンクも可能とする必要があるか。
 - ・ 法廷に出頭するに際しての加害等のおそれが同一構内の別室に出頭することにより回避できるのはどのような場合か。

第2 被害者等の捜査段階での供述の録音・録画媒体の公判での活用

考えられる制度の概要

- 1 検察官は、次に掲げる者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合であって、その者の同意があるときは、第一回の公判期日前に限り、裁判官に、証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録して行うその者の証人尋問を請求することができるものとする。
 - ① 刑訴法第157条の4第1項第1号又は第2号に掲げる者
 - ② ①のほか、犯罪の性質、その者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、公判期日において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者
- 2 1の記録媒体がその一部とされた調書は、刑訴法第321条第1項の規定にかかわらず、証拠とすることができるものとする。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならないものとする。

【検討課題】

1 対象者及び要件

- 負担軽減の必要性などの観点を踏まえ、対象者の範囲や要件をどのように定めるか。
 - ・ 「②」において、被害者以外の者を対象とすべきか。

2 記録媒体の取扱い

- 対象者の名誉、プライバシーの保護などの観点を踏まえ、証拠開示や訴訟記録の閲覧・謄写の場面において、本制度の記録媒体の取扱いをどのように定めるか（刑訴法第40条2項、第270条2項参照）。

3 その他

- 防御や反対尋問への影響
- 負担軽減の程度